

質疑応答の状況（要旨）

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>抽出案件について</p> <p>1 観音寺港 観音寺地区埋築工事（地盤改良工）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札者の入札金額が、他の5者と比べて大きく低額であるが、赤字で受注しないための工夫をしているということはあるか。 ・下請や労働者等の賃金を安くしているということはないか。 ・加算点の算出根拠において、低入札に対する評価として「－90点」となっている根拠は何か。 <p>・過去には低入札に対する評価に幅があったように記憶しているが、今は「－90点」単位で考えられているということでしょうか。</p> <p>・他の応札者5者と比べて、落札者の技術評価点が低いが、技術評価点の数値が低い方が総合評価が高いという理解でよいか。</p> <p>・落札者の「社会的・地理的条件」の点数が低いが、施工現場の一番近隣であるとのことである。また、「企業の施工能力」も低いが、能力的には下請等含めて考えると問題がないとのことであるが、どういうことか。</p> <p>2 坂出警察署新築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見なし <p>3 ゼロ県債（社会資本整備総合交付金）高松港 港湾環境整備工事（玉藻地区）（棧橋撤去工）（第1工区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者応札となっている。港湾工事であり専門性の必要な工事であると思われるが参加可能業者は何社あったのか。 ・参加可能業者には県内に支店のある業者を含めているのか。 ・（第1工区）は1社が応札、（第2工区）は2社が応札している。同様な工事であると思われるが、応札に参加した業者数が異なる理由を把握しているか。 <p>4 中改修第12号 県道勝浦三野線（下福家工区）道路改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見なし <p>5 高道維第2号 ゼロ県債 県道屋島公園線外8線道路維持修繕工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札者以外は全員辞退しているが、他の会社も手を上げてもらえる工夫は何かないか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドレーン工法は限られた工法であり、目立った工夫はなかったが、十分な施工は確認できている。 ・下請通知書等は正しく提出されており、その都度内容確認も行っているが、そのようなことはなかった。 ・低入札に対する評価については、過去に低入札が無い場合「0点」、当該工事において低入札があった場合は「－90点」、過去180日以内に低入札応札実績があった場合は同じく「－90点」とすることとなっている。今回は過去に実績がなく、当該工事で低入札となった落札者が「－90点」となっている。 ・低入札のペナルティとして総合評価の際にマイナス点を付けている。過去は「－60点」もあったが、低入札の防止を図る観点から、現在は「－90点」となっているなど、幅を持たせながら拡大している経緯がある。 ・技術評価点の数値が低い方が総合評価は低くなる。今回は、低入札により技術評価点が低くなっているが、総合評価は技術評価点を入札価格で除した値となるため、結果的に入札価格が最も低かった応札者の総合評価が高くなったもの。 ・総合評価における加算点の算出根拠で落札者は、低入札に対する評価が「－90点」となっており、これにより点数が低くなっている。 <p>・8社あった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に主たる営業所があることを入札参加資格とした。 ・正確な理由は把握していない。 <p>・今回の工事は、緊急を要し、休日夜間を問わず24時間対応の体制を整えておく必要があり、小規模工事で作業効率が悪く利益を出しにくいものだったかもしれない。なお、入札への参加を促すために、このような工事の受注回数等に応じて総合評価で加点するなどの工夫を行っている。</p>